

『生糸直輸出奨励法の研究—星野長太郎と 同法制定運動の展開—』補論（下）

富 澤 一 弘

Supplementary Paper for “The Study on Direct Export Incentive Policy for Raw Silk —Hoshino Chotaro and development of the movement toward the enactment of the said policy” (2)

Tomizawa Kazuhiro

目次

- 第1章 生糸直輸出の意味（第1章、第2章、前号掲載）
 - 第1節 登場の背景
 - 第2節 生糸直輸出の位置
 - 第3節 生糸直輸出の衰退
註
- 第2章 生糸直輸出業関係者による立法制定運動と農政
 - 第1節 立法制定運動の展開
 - 第2節 明治期の蚕糸業農政
註
- 第3章 明治10年代—20年代の全国生糸主要製造地の動向と生糸直輸出業（以下、本号掲載）
 - 第1節 全国的動向
 - 第2節 群馬県下の動向
 - 第3節 生糸直輸出業界の状況
註
- 第4章 明治期資本主義発達史上に於ける生糸直輸出運動、ならびに生糸直輸出奨励法制定運動
 - 第1節 研究史と小著の立場
 - 第2節 明治期資本主義発達史上に於ける生糸直輸出運動
註

Introduction

The author introduced “The Study on Direct Export Incentive Policy for Raw Silk—Hoshino Chotaro and development of the movement toward the enactment of the said policy” (Nihon Keizai Hyouron Sha, total of 596 pages) in October, 2002. The author has been receiving valuable suggestions from various sectors since then . This paper fills in the details of the article to answer these suggestions.

第3章 明治10年代—20年代の全国生糸主要製造地の動向と生糸直輸出業

第1節 全国的動向

明治6年(1873)11月、内務省開省とともに、殖産興業政策が本格的に始動することになった。その後、明治14年(1881)4月、内務省から権限を移されるかたちで農商務省が成立すると、内務省時代と同様の蚕糸業振興策が行われるようになったが、その効果が現れ始めるのは、松方デフレ終息後の明治19年(1886)以降を待たねばならなかった。

しかしながら明治22年(1889)以後、毎年全国で桑園が1万町歩規模で拡大するという時代が到来⁽¹⁾、その後明治27年(1894)を画期に繭・生糸の産出量も激増、同年、洋式器械製糸の製造量が改良座繰製糸の製造量を初めて凌駕する事態を迎えている。

かかる時潮の下、伝統的製糸業府県——長野県、群馬県、福島県、京都府等——、新興製糸業県——山形県、宮城県、愛知県、岐阜県、三重県、兵庫県、鳥取県、島根県等——双方から優秀かつ大量の生糸が横浜に出荷されるようになっていく。

明治20年代後半の製糸業界の特徴は、相対的に安価で、販路が広い「普通糸」(緯糸)製造に特化する製糸家と、相対的に高価で、販路がより限定的な「優等糸」(経糸)製造に特化する製糸家とに二局化を遂げていくことにある⁽²⁾。傾向としては、もとより前者——長野県(諏訪地方)、群馬県(前橋地方、西毛地方)等——の製糸家が、後者——山形県、福島県、三重県、京都府、鳥取県、島根県等——の製糸家に比して、圧倒的大多数を占めている。

そして一般に「普通糸」の大部分は、横浜売込問屋が、「優等糸」の多くは横浜同伸会社、横浜生糸合名会社、三井物産合名会社(明治29年8月、再度参入)等、直輸出商社が集荷していた。

尤も「優等糸」市場が脚光を浴びた明治20年代後半、原商店、茂木商店、澁澤商店以下、大手横浜売込問屋も、高級糸集荷に努めており、原商店——明治32年(1899)、合名会社化——に至っては、明治33年(1900)、輸出部を設立、翌年より活発に「直貿易」に参入している。

その結果、既存直輸出3社と大手売込問屋間の集荷競争が激化、資本力豊かな横浜生糸合名会社、三井物産合名会社は、能く競争に耐えて業務を拡張していったが、資本力(明治31年改組以前、資本金40万円)に乏しい横浜同伸会社は競争から脱落、衰退の末、明治43年(1910)3月、清算解社に至っている⁽³⁾。

なお明治32年(1899)7月、第1次条約改正の施行を経て、明治44年(1911)7月、第2次条約改正の施行を迎える頃には、外国人商館に対する邦人側の優位が確立、生糸貿易の形式が「直貿易」に移行しており、これ以降、旧直輸出商社、売込問屋の隔てを越えて生糸貿易に直接関与する事例が一般化している⁽⁴⁾。

明治35年(1902)、菅川商会、大正元年(1912)、金子合名会社、岩井商店、棚川商店、柳澤商店等、横浜売込問屋中堅の参入に続き、第1次大戦中の大正6年(1917)、茂木商店の後身・茂木合名会社輸出部以下5社が参入、また翌年以降、大正14年(1925)までに、13社が一挙参入を果たしている。またかかる横浜市場の新動向に刺激されて、神戸でも大正期、4社が参入している。その結果、邦人の輸出する生糸比率は、大正元年(1912)、53パーセント、昭和元年(1926)、85パーセント、さらに後年、昭和12年(1937)、96パーセントにも及んでいる⁽⁵⁾。

そしてわが国の生糸貿易は、大正3年（1914）7月、第1次世界大戦開戦より、大正9年（1920）3月、東京株値市場の大暴落・戦後恐慌発生の前夜に至るまで、空前にして絶後の好況に沸いていたのであった。

第2節 群馬県下の動向

安政6年（1859）、開港より、明治21年（1888）まで、上野国・群馬県は、信濃国・長野県をおさえて、全国第1位の生糸製造地であり（明治22年、長野県が第1位、群馬県が第2位となる）、大正元年（1912）、愛知県にその座を譲るまで、一貫して全国2位の生糸製造地であった⁽⁶⁾。

明治期群馬県下の製糸業の特徴は、明治3年（1870）9月創業、前橋藩前橋製糸所（勢多郡岩神村、現前橋市、担当者速見堅曹）、明治5年（1872）10月創業、官営富岡製糸場（北甘楽郡富岡町、現富岡市、初代場長尾高惇忠）の両洋式器械製糸所の伝統が存在していたにもかかわらず、生糸製造上、改良座繰製糸がより一般的であったことである。全国生糸製造量に於いて洋式器械製糸が改良座繰製糸を初めて凌駕する明治27年（1897）段階、なお県内の生糸製造量の8割以上は、改良座繰製糸によるものであった。これは同年、洋式器械製糸による出荷が9割以上にも達していた隣県長野県とは、著しく対照をなしている。

明治期群馬県下では、近世後期同様、県内全域で養蚕が行われていたが、製糸業の中心は、県都前橋（東群馬郡前橋町、明治25年、市制施行により前橋となる）であった。県下の製糸業のもうひとつの重要な特徴は、明治初期の極めて早い段階から、自生的団体組織による改良座繰製糸が行われていたことであり、その起源は明治10年（1877）7月、星野長太郎による互瀬（わたらせ）組結成の時点にまで遡り得る⁽⁷⁾。

明治9年（1876）9月、わが国初の生糸直輸出貿易を成功させて、米国東部に販路を開いた星野長太郎・新井領一郎兄弟は、水沼製糸所（勢多郡水沼村、明治11年、黒保根村、現桐生市）の器械製糸に加えて、農家の副業として近隣から大量に出荷される座繰製糸の直輸出を計画している。そして明治10年（1877）7月、水沼村の一般農家21戸、隣村親族（新井領一郎養父をも含む）、自家の24戸の養蚕農家を以て、日本最初の改良座繰結社・互瀬組を組織している。統一的基準の下、成員の家々で精良な座繰生糸を製造させた後、水沼製糸所と同一敷地内の共同揚返所に於いて再繰することにより、高品質・高規格性を実現している。かかる座繰製糸は、在ニューヨーク・新井領一郎自身の手により、現地の間屋に売却され、巨額の利益が互瀬組の成員に還元されている⁽⁸⁾。

産業組合前史の中で著名なこの試みの結果⁽⁹⁾、明治期全期間を通じて、内外市場で重きをなした改良座繰製糸の製造方式が定式化をみたことを再確認しておきたい。

ところで明治10年（1877）7月、互瀬組（勢多郡水沼村、現桐生市）開業に続き、前橋町では、旧前橋藩士族を構成員とする一番組、二番組、と称する同様の改良座繰結社が開業に至っている（同年9月）⁽¹⁰⁾。また沼田町（利根郡沼田町、現沼田市）では、旧沼田藩士族を構成員とする三番組と称する同様の改良座繰結社が開業に至っている（同年9月）。

さらに山田郡大間々町（現みどり市）では、農民を中心とする改良座繰結社・山田組が開業（明治11年3月）、さらに水沼村の隣村・勢多郡荻原村（現みどり市）でも、農民を構成員とする黒川組が開業に至っている（同年4月）。

かかる展開は、県下最大の豪農でもあり、勢多、山田両郡下に強い影響力を保持していた星野長

太郎と、旧前橋藩上級士族にして、前橋町の座繰製糸結社の指導者であった深澤雄象との周到な事前的連繋の所産であり、明治11年（1878）5月には、これら県下改良座繰結社を統轄する上位機関・精糸原社が前橋町に創立をみている（頭取深澤雄象、副頭取星野長太郎）。この精糸原社は後の明治13年（1880）12月、全県規模の生糸直輸出商社・上毛繭糸改良会社（東群馬郡前橋町、現前橋市、頭取星野長太郎）に発展的解消を遂げている。なお精糸原社への加盟を見送り、明治11年（1878）6月、精糸交水社（前橋一毛町、現前橋市、社長高須泉平）を創立させた旧二番組関係者は、以後、直輸出ではなく横浜売込商への委託出荷に転じて、完全に直輸出業関係者と袂を分かつている。

明治11年（1878）7月、互瀬組結成より、翌年5月、精糸原社創業まで、傘下の会員は折柄の好況の下、大きな収益をあげ続けていた。その結果、類似の改良座繰結社が県内各地に簇出⁽¹¹⁾、殊に西毛地域では後年の上州南三社に連なる碓氷座繰製糸社（明治11年8月、碓氷郡東上磯部村、現安中市、社長萩原音吉、後萩原鎌太郎）、北甘楽製糸会社（明治13年7月、北甘楽郡富岡町、現富岡市、社長古澤小三郎）が創業するに至っている。

また北毛地区では、吾妻製糸会社（明治13年7月、吾妻郡原町、現東吾妻町、社長高橋重郎次）が創業、これら事例はともに精糸原社の形態に倣った農村の中小規模の製造者を会員とする改良座繰結社であった。

以上のような改良座繰結社は、洋式器械製糸所を新設・運営するほどの資金を要さず、かつ各製造者が共同揚返所に持ち寄った座繰製糸を再度大枠に巻き直して同一品質、同一規格に揃え直して、さらに一定荷数以上にまとめて出荷するならば、器械製糸と同等の価格、時と銘柄によればそれ以上の高価格で、横浜市場、乃至海外市場にて評価されるという利点があった。

しかも精糸原社傘下の改良座繰製糸は、厳格な基準の下、出荷されていたため、現在言うところのブランド力を有し、市場ではより高価に取り引きされていた。群馬県内に洋式器械製糸場の新設が進まず、自社製以外の器械製糸の荷数が揃わない状況を踏まえた星野長太郎の改良座繰製糸の推奨路線は、明治13年（1880）段階では大きな成功を収めており、改良座繰結社は、この後県下全域への普及に止まらず、全国各府県へも普及していった。

かかる前進を踏まえて、大蔵、内務両省、および群馬県当局の支援の下、明治13年（1880）12月、星野長太郎は自ら頭取となり、全県規模の地方直輸出商社・上毛繭糸改良会社（資本金100万円、本社前橋町、現前橋市）を開業させるに至っている⁽¹²⁾。同社は本社の他、水沼、高崎、富岡、新町、伊勢崎、沼田、吾妻の7出張所を通じて、傘下87機関（洋式器械製糸所、改良座繰結社）が製造した生糸を一手に集荷している。

当社は同年同月、横浜で開業をみた日本最初の生糸直輸出専門商社・横浜同仲会社（資本金10万円、初代社長速見堅曹、取締役星野長太郎）と緊密に連繋の上、県内製造の生糸を集荷、以て直輸出を行うための企業であり、売込問屋系列下の荷主、例えば交水社（前橋町、現前橋市）等を除く県内主要器械製糸場主、改良座繰結社を幅広く網羅した組織であった。

上毛繭糸改良会社は、当時大蔵省御用掛であった前田正名の強い勸奨と、政府からの貸下金70万円の交付見込み——この勸業資金下付は政府の勸業政策変更により未交付となる——を前提に開業に至ったものの、松方デフレによる経済的打撃の下、損失を重ねていき、傘下の加盟者に十分な事

業資金を供与できない事態に直面、多数の脱退者を出して経営難に拍車がかけていき、最終的には明治26年（1893）、清算解社に至っている⁽¹³⁾。

このような状況にあっても、星野長太郎は水沼製糸所、および傘下の旧勢多郡下（現桐生市、およびその周辺）の改良座繰結社を通じて直輸出路線を推進していくが、退勢は覆い難く、県下の前橋、西毛の主要器械製糸業者、改良座繰結社の大半は、機関銀行、前橋第三十九国立銀行（本店前橋町、売込問屋の原、茂木両家が主要株主）を有し⁽¹⁴⁾、資本力に富んだ売込問屋への「横浜売」一色に染められていく。

その結果、明治30年（1897）段階で生糸直輸出に専従するのは、星野長太郎の水沼製糸所（勢多郡黒保根村、現桐生市）、徳江八郎（佐位郡伊勢崎町、現伊勢崎市）——草創期からの横浜同伸会社株主にして、星野長太郎の盟友——の徳江製糸所、そして三井家所有の富岡製糸所（北甘楽郡富岡町、現富岡市）のみであって、その余は「横浜売」の傍ら一部の高級糸を直輸出商社に出荷する甘楽社（北甘楽郡富岡町、現富岡市）、下仁田社（北甘楽郡下仁田町、現甘楽郡下仁田町）、碓氷社（碓氷郡東上磯部村、現安中市）等、の事例が知られるに止まる。

明治23年（1890）以降、明治30年（1897）に至るまで、生糸直輸出業界への保護を求める運動が展開をみた背景には、全国各地で群馬県同様、直輸出離れが進行し、業界崩壊の危機感が存在していたことがあげられねばならない。明治9年（1876）、生糸直輸出開始以来、明治20年代に至る群馬県、そして日本の生糸貿易は、「横浜売」－「直輸出」－「横浜売」という回帰の歴史であった。

かかる現実に対抗して、生糸直輸出の鼻祖にして、群馬県レヴェル、全国レヴェル共通の生糸直輸出運動の指導者・星野長太郎は、まさに後半生を擲つかたちで、業界保護実現のために立法制定運動に従事していったものの、全国的退勢は、押し止めようがなく、明治31年（1898）5月、生糸直輸出奨励法の廃止をひとつの象徴として、以後横浜同伸会社は衰亡の道を進んでいき、明治41年（1908）11月、星野長太郎死去、明治42年（1909）4月、社長高木三郎死去を受けて、明治43年（1910）3月、創業以来、30年の歴史を留めながら、清算解社という最終局面を迎えるに至っている⁽¹⁵⁾。

第3節 生糸直輸出業界の状況

（1）明治13年－明治25年

明治9年（1876）9月、水沼製糸所の洋式器械製糸の対米直輸出に続き、同年12月、二本松製糸（福島県安達郡二本松町、現二本松市）の洋式器械製糸の対米直輸出が成功をみると、創業間もない三井物産会社（明治9年7月創業）も斯界に参入、明治10年（1877）、官営富岡製糸場（群馬県北甘楽郡富岡町、現富岡市）の器械製糸を対仏直輸出するに至っている⁽¹⁶⁾。

政府は大隈財政下、正貨獲得のために直輸出奨励政策を推進、明治13年（1880）2月、横浜正金銀行（初代頭取中村道太、資本金300万円）を開業させ、同年10月、政府貸下金300万円（後400万円）をもとに、御用外国荷為替を開設させている。

その結果、生糸直輸出に新規参入する商社や個人も増加（茶業、雑貨の分野でも同様）、明治15年（1882）の上半期——大隈・佐野財政に代わる松方財政下、デフレが急進行——まで全国的に直輸出ブームが巻き起こっている。

かかる時潮の下、明治13年（1880）12月、創業をみたのがわが国初の生糸直輸出専門商社・横浜

同仲会社（初代社長速見堅曹、2代社長河瀬秀治、資本金10万円、後40万円）である⁽¹⁷⁾。同社は内務卿大久保利通在世中の準国営生糸直輸出商社設立構想を基盤に、内務省御用掛、兼官営富岡製糸場長・速見堅曹——旧前橋藩士にして、当時の蚕糸業テクノクラートの第一人者——を中心に組織された商社であって、星野長太郎（群馬県）、佐野理八（福島県）、大里忠一郎（長野県）等、内務省の勸業政策に忠実な全国各地の模範的、老農的製糸業者が株主、イコール荷主として、網羅されている。

幹部としては、高木三郎（元米国ニューヨーク駐在領事、副社長）、福田乾一（元大蔵省商務局出仕、仏国駐在社員）、中山智倚（元内務省出仕、仏国駐在社員）等、貿易実務や蚕糸業行政に通じた元官僚を擁した同社は、大久保—大隈財政期の勸業・直輸出政策を具現化した全く新しいかたちの商社であり、その出現は横浜売込問屋、外国人商館に強い衝撃と危機感を与えている。

なお社長速見堅曹は、現役官僚故、創業直後、河瀬秀治（元内務・大蔵大書記官、元群馬・熊谷県令）に交代しているが、社長河瀬秀治、副社長高木三郎、取締役星野長太郎の指導の下、米国ニューヨーク（社員新井領一郎）、仏国リヨン（社員福田乾一、中山智倚）の両支店経由で現地の生糸仲買商、絹織物業者と直接取引を行い、販路開拓・拡張を図っている。

政府の生糸直輸出奨励政策と横浜同仲会社の創業、さらに民間製糸業者の直輸出参入の結果、安政6年（1859）開港以来、初めて居留地貿易は、新しい位相を迎えるに至っている。即ちこの段階で売込問屋—居留地外商という既存の流通経路を介さない新規の輸出経路が形成され、機能するようになった。

明治13年（1880）創業の横浜同仲会社が、その小資本にもかかわらず巨額の収益をあげて初年度配当2割を実現すると⁽¹⁸⁾、在京在浜の商社や個人商店も、明治14年（1881）以降、本格的に生糸直輸出への参入を果たしている。これら新規参入組のうち、最大手の貿易商社（社長早矢仕有的、資本金20万円）は、明治13年（1880）8月、参議大隈重信、そして福澤諭吉以下、三田系人士の支援の下、創業を見ており、明治14年（1881）7月以降、生糸直輸出に参入、明治26年（1893）、清算解社の段階まで生糸直輸出の一角を担っている⁽¹⁹⁾。

また明治14年（1881）中、日本商会（明治12年改組の佐藤組の後身、詳細不明）、ならびに同年開業の扶桑商会（頭取原田二郎、資本金30万円）も生糸直輸出に参入、従って同年中、3商社が新規参入に至っている。

ついで明治15年（1882）、16年（1883）の新規参入状況を確認するならば、前者は横浜売込問屋・山田駒吉商店の事例、後者はイロハ商会（旧幕時代以来の東京の豪商・小林吟次郎を筆頭とする4名が共同経営の商社・詳細不明）の事例が知られるのみで、以後明治26年（1893）、横浜生糸合名会社（業務担当社員・新井領一郎、伊藤富治郎、資本金50万円）の開業に至るまで、生糸直輸出への新規参入はみられない。この間、明治16年（1883）三井物産会社が生糸直輸出業から撤退しており、（明治29年、再度参入）、他の新規参入組も、横浜同仲会社、貿易商会を除いて、悉く斯界から撤退している。また明治22年（1889）段階まで余喘を保っていた貿易商会も、巨額の欠損から同年以降、休眠状態に陥り、明治26年（1883）、新規参入の横浜生糸合名会社に資産を売却するかたちで消滅に至っている。

それでは何故、横浜同仲会社以外の商社、商店の生糸直輸出が短命に終わったかと言えば、製糸

業に通暁するのみならず、海外需要地の現況や嗜好に通暁する新井領一郎のような在外駐在員を欠き、海外市況や需給動向に関する情報も乏しく、国内の小資本、高金利に掣肘され、日々変動する世界市場を前に判断を誤り、商機を逸したであろうことがまず想像されるのであるが、より本質的には政府による直輸出政策の変更、殊に生糸直輸出業界に対する金融的保護の後退が指摘されねばならない。

小論にて屢述したために反復は避けるが⁽²⁰⁾、明治14年（1881）10月政変後、佐野常民に代わって大蔵卿に就任した松方正義は、当初は前任者等の直輸出奨励政策を継承するものの、財政再建上の見地、および正貨獲得上の見地から御用外国荷為替の制度見直しを指示、明治15年（1882）以降、横浜正金銀行をして厳格な制度運用と荷為替資金の早期回収に努めさせている。その結果、横浜正金銀行の直輸出商社、商店に対する個別的融資が急激に縮小、なおかつこれと平行して横浜正金銀行側の強引な「貸しはがし」も進行、総じて小資本から成る事業者より一気に直輸出熱を奪い去っている。

この後、明治16年（1883）10月、大蔵卿松方正義は、横浜正金銀行に外国人為替取組を新設させているが、その実績は不振を極めていた邦人専用の御用外国荷為替とは全く対照的に、活況を呈しており、横浜居留地からの生糸荷為替取組のうち、横浜正金銀行が一举に7割以上を独占、荷為替をめぐる外国銀行と同行との力関係は、永く逆転をみるに至っている。

因みに外国人為替取組の実績は、明治17年度、388万円余（邦人取組実績298万円余）、明治18年度、830万円余（邦人取組実績187万円余）と激増を遂げており、正貨獲得上、邦人限定の御用外国荷為替に比して際立った効率性を示している。かかる現実・落差を前に、政府、大蔵省、横浜正金銀行による生糸直輸出業保護政策は後退、明治20年（1887）、大蔵省は御用外国荷為替廃止を打ち出し、曲折の末、明治22年（1889）3月末日を以て、同制度は終焉に至っている。

政府による保護の後退と、これに続く御用外国荷為替の廃止は、明治22年（1889）当時、実質上、唯一の生糸直輸出商社・横浜同伸会社にとって社の存廃に直結する重大事件であったが、既述の通り、大蔵大臣松方正義の判断の下、横浜正金銀行と特約を結ばせるかたちで事業継続が物理的に許されることになっている（荷為替替100万円、毎年再更新）⁽²¹⁾。農商務省側の要請を踏まえた高度な政治的判断の結果であって、同社の政治力、経済力がより弱体であったならば、同年中、営業停止に当面していた筈である。この後、同社は縮小的経営ながらも明治20年代後半まで横浜の生糸商社として一定の地歩を占め続けている。しかしながら、実績も経済力も政治力も乏しい他の商社、商店にとって、生糸直輸出への再入の機会は、訪れることがなかった。

（2）明治26年以降

明治23年恐慌下、11万円余の損失を計上して存亡の危機に直面していた横浜同伸会社であったが、明治24年（1891）6月、横浜正金銀行との「特約」延長を認められ——大蔵大臣松方正義の指示による——創業以来最悪の状況を乗り切った⁽²²⁾。明治23年—明治26年（1890—93）まで唯一の生糸直輸出商社であった同社は、社長河瀬秀治、取締役星野長太郎以下、有力荷主等が結束を乱さず、経営再建に取り組み、増資、増株を実施、株式配当を抑制して内部留保を増額させ、政府・横浜正金銀行の側の信用獲得に努めていった。

明治24年（1891）、生糸貿易は反転して好況を迎えているが、横浜同伸会社もこの情勢の下、8

万円余の純益を確保、全額内部留保、無配当として経営的基盤を固めている⁽²³⁾。

明治25年(1892)も、前年同様の好景気の下、横浜同伸会社は5万5,000円余の純益を確保、融資者・横浜正金銀行の要求の下、内部留保増額、無配当を貫き、当局者の信用を厚くするように努めている⁽²⁴⁾。

かかる経営努力の結果、同時期、同社の信用的向上を背景にして、集荷量も増加、さらに米国機業界の好況を前提に、海外顧客も増加を呈しており、日本製「優等糸」の輸出商社として、横浜のみならず、米国ニューヨーク、仏国リヨンの世界生糸二大市場に於いて高い認知度を獲得している。その結果、見本糸による信用取引も一般化、事業拡大に向けた前進がみられつつあった。

しかしながら明治26年(1893)7月、かかる楽観的展望を打ち消すような大事件が発生している。それは即ち、明治9年(1876)以来、同時期までに米国に滞在して市場開拓に従事していた新井領一郎の同社辞職と、その直後、新井領一郎を中心として創業をみた横浜生糸合名会社(本社横浜市、資本金50万円、販売担当社員新井領一郎、伊藤富治郎)の誕生に他ならなかった⁽²⁵⁾。

明治26年(1893)7月、ニューヨーク支店改革をめぐる意見対立から辞職、同月中、日本に帰国していた新井領一郎は、日本銀行総裁川田小一郎、横浜最大手売込問屋の原善三郎、茂木惣兵衛、澁澤作太郎、そして初渡米以来の盟友・森村組関係者(森村市太郎、森村豊、村井保固)、さらには国内最高級糸の製造者・伊藤小左衛門、富治郎父子(三重県三重郡四郷村、現四日市市、室山製糸所)等の支援を受けて、新生糸直輸出商社設立の中心人物に抜擢されており、同年8月中、協議を完了の上、再渡米している⁽²⁶⁾。

その後、新会社関係者は、休眠中の商社・貿易商会(横浜市、現同)の社屋を購入、また貿易商会の有力社員を新規採用の上、同年10月、横浜生糸合名会社は創業を迎えている⁽²⁷⁾。

この新会社は、直ちに三井家所有・富岡製糸場(群馬県北甘楽郡富岡町、現富岡市)——同年10月に至る官営時代は、横浜同伸会社が一手販売を行っていた——、甘楽社(同県同郡同町)、室山製糸所(三重県三重郡四郷村、現四日市市)等、横浜同伸会社の最有力荷主を奪い取っており、この後、全国的に出荷先を切替える旧同伸会社系荷主が続出している⁽²⁸⁾。

その結果、明治26年度(1893)の横浜同伸会社の決算では、3万円以上の損失を計上、かつ無配当となったことから株主の反撥を招いており、明治27年(1894)5月、河瀬秀治から鬼頭悋二郎(元バンクーバー領事、同月死去)、ついで渡邊洪基(元東京大学総長、元衆議院議員)が新社長に選出されている⁽²⁹⁾。

しかしながら横浜生糸合名会社の躍進、横浜同伸会社の後退という事態に歯止めをかけることができず、明治31年(1898)9月、新社長高木三郎(元ニューヨーク領事、創業以来の副社長から昇格)の下、改組・合資会社化を遂げている⁽³⁰⁾。以来、小規模経営、米国生糸直輸出専門化(仏国リヨン支店は廃止)を以て再起を図っていくものの、競合商社・横浜生糸合名会社の巨大化と、明治29年(1896)8月、生糸直輸出市場への再参入を果たした三井物産合名会社の急進に挟撃されるかたちで、横浜同伸会社は不振を重ねて、明治42年(1909)4月、社長高木三郎の死去の結果、翌年3月、清算解社に至っている⁽³¹⁾。

そして横浜同伸会社に代わって、直輸出、ついで「直貿易」市場を支配するに至った横浜生糸合名会社(大正11年、三菱系資本化)、三井物産合名会社の両社に牽引されるかたちで、明治後期—

大正中期に至るわが国の生糸貿易の発展がもたらされているのであった⁽³²⁾。

註

- (1) 大日本蚕糸会『日本蚕糸業史』第4巻 栽桑史（大日本蚕糸会、昭和10年6月）44頁。
- (2) 石井寛治『日本蚕糸業史分析』（東京大学出版会、昭和47年9月）57頁。
- (3) 藤本實也『開港と生糸貿易』下巻（刀江書院、昭和14年12月）499－502頁。
- (4) 註（3）539頁。
- (5) 註（3）548頁。
- (6) 群馬県史編纂室『群馬県史』通史編8 近現代2（群馬県、平成元年2月）192頁。
- (7) 註（6）224－頁。
- (8) 群馬県史編纂室『群馬県史』資料編23 近現代7（群馬県、昭和60年3月）350－351頁。
- (9) 祖田修『人物叢書前田正名』（吉川弘文館、昭和48年1月）177－178頁。
- (10) 註（6）227－231頁、註（8）379－380頁。
- (11) 註（6）230－234頁、註（8）551頁、668頁、752頁。
- (12) 註（8）421－424頁、436－439頁。
- (13) 註（6）234－237頁。
- (14) 註（6）325－333頁、345－359頁。
- (15) 富澤一弘『生糸直輸出奨励法の研究－星野長太郎と同法制定運動の展開－』（日本経済評論社、平成14年10月）422頁。
- (16) 註（15）107頁。
- (17) 註（15）110－111頁。
- (18) 註（8）227頁。
- (19) 註（15）113－114頁。
- (20) 註（15）116－119頁。
- (21) 註（15）131頁。
- (22) 「時事新報」明治24年7月5日（1）。
- (23) 「時事新報」明治26年2月3日（7）。
- (24) 「時事新報」明治26年5月12日（10）。
- (25) 「時事新報」明治26年7月9日（8）、10月7日（7）。
- (26) 「時事新報」明治26年8月24日（6）、9月27日（4）、10月7日（7）。
- (27) 「時事新報」明治26年9月1日（5）、10月28日（2）、（7）。
- (28) 「時事新報」明治26年11月17日（4）。
- (29) 「時事新報」明治27年5月1日（4）、5月3日（4）、5月16日（8）。
- (30) 「時事新報」明治31年6月5日（12）、9月23日（8）。
- (31) 註（3）499－502頁。
- (32) 註（3）550－552頁。

第4章 明治期資本主義発達史上に於ける生糸直輸出運動、 ならびに生糸直輸出奨励法制定運動

第1節 研究史と小著の立場

戦前期の日本資本主義発達史論争以来、戦後、そして現代に至るまで、近代蚕糸業史については、既に膨大な研究蓄積がなされており、その結果、現在では海野福寿『明治の貿易』、石井寛治『日本蚕糸業史分析』等に代表される優れた研究業績が公刊されている⁽¹⁾。その結果、所謂売込商体制の形成・確立過程が明確に把握されるに至っており、明治20年代以降、政策的保護と荷主に対する潤沢な「原資金」提供により、彼ら売込問屋が生糸流通機構を掌握、明治30年代、居留地貿易解

消以降、外商に代わって国内市場を一層強力に支配して、その営業を巨大化していく姿が浮き彫りにされている。

しかしながら研究にあたっては、史料の絶対的制約——関東大震災、戦災の両度の罹災から、横浜にも、東京にも、優秀な第一次史料はほとんど存在しない——から、売込問屋の経営の原史的検討は困難を極めており、勢い官公庁の資料や刊本、新聞雑誌史料を通じた検討とならざるを得なかった。

また史料をめぐる同様の理由とともに、廃業により痕跡を留めなかったという事情もあって、売込問屋の対抗勢力・生糸直輸出商社の経営の原史的検討は、飽迄も部分的範囲に留まっていた。しかも売込問屋の圧倒的優位性を背景にして、その対抗勢力・生糸直輸出業者に関する検討も、副次的な域に留まっていた。昭和60年代以降、星野長太郎文書が公開された後の時点でも、かかる傾向に変化はみられない⁽²⁾。

さらに都市紳商・売込問屋の動向に強い関心を表明する一方で、結果的には敗者の役割を与えられた地方荷主、一般蚕糸業者に対する関心は相対的に希薄であり、小著で取り扱った生糸直輸出業者による立法制定運動についても、一切記述を欠いている。

先行研究の結果、明治期資本主義発達史の一環として、当該期の蚕糸業史、生糸貿易史は、既に明確に位置づけられていると考えられている。しかしながら、かかる位置づけの過程で捨象され、抽象化されてしまった少数派・生糸直輸出業者の側に脚光をあてて、新出史料に基づき、先行研究が希薄な分野を開拓することには、一定の意義がある。

明治9年(1876)以降、明治30年代に至る生糸直輸出運動は、地方から、「下から」の産業化のモデルであり、既に自生的発展を遂げつつあった地方製糸業者に対して、明治10年代中葉に至るまで、官が勸奨、手厚い保護を与えたことに由来するものである。この運動の発生から消滅に及ぶ過程を、新出・優良な第一次史料を通じて検証することにより、明治期蚕糸業界・貿易業界等を取り巻くさまざまな制約、問題点が浮き彫りになる筈であるし、近代化の一モデルとしての同運動が、多くの法律・制度上の成果をもたらしつつも、それ自体、蹉跌を重ねて遂に終息することの意味も、判明する筈である。なぜならば、規模に於いても、明治期蚕糸業史上、同運動に匹敵する蚕糸業者の運動は、全く存在しないからである。

また生糸直輸出運動の検討を通じて、同運動と極めて類似性を有し、遂には一体化を遂げていく全国実業団体運動の研究も、一層の前進が期待できる筈であるし、しかも両運動を対比・検証することにより、生糸直輸出奨励法制定運動の過程、ならびに背景が一層良く理解できる筈である。なぜならば、従来、この方面の検討は、如何なる研究者によっても行われてこなかったからである。

さらに近年初公開された星野長太郎文書(群馬県桐生市黒保根町水沼・杉崎静代氏所蔵)の活用により、生糸直輸出運動の実態・内情が詳細に把握出来る筈であり、従来、その初期の動向を措いて不明であった星野長太郎自身に関する事業・事績も、より明瞭に把握出来る筈である。なぜならば、同文書は、現在知られる限り、唯一、まとまった規模の生糸直輸出業関係者の史料群であり、数万点余の史料中、優良な第一次史料を多数、内包しているからである。

以上のような見地から、筆者は研究に着手、数年を経て、小著を刊行している⁽³⁾。その中で筆者は、従来副次的に扱われてきた生糸直輸出業者を分析の中軸に据えて、明治初年より明治30年代

に至る同運動の全過程を検討、根本史料・星野長太郎文書に加えて、先学が未使用の新聞雑誌史料、刊本を活用、1世紀を越える長い研究史にあって未解明の事実を多数指摘、先行研究の誤述を正すとともに、生糸直輸出奨励法制定運動の全容を明らかにしてきた。

もとより、小著による検討は、未だ近代蚕糸業者運動史研究の上の小さなひとこまに過ぎないが、以下、小括を加えておきたい。

第2節 明治期資本主義発達史上に於ける生糸直輸出運動

明治6年（1873）11月、大久保政権の下、殖産興業政策が始動をみると、商権回復、正貨獲得の切札として、直輸出奨励政策が採用されており、その政策基調は、大久保利通没後も変わることなく、明治14年（1881）10月、参議大隈重信の罷免、大蔵卿佐野常民の辞職以降まで継承をみている。

この結果、明治9年（1876）9月以来、生糸直輸出が開始をみており、群馬県、福島県の事例に続き、次第に全国化を遂げている。

当時政府部内に於いて直輸出奨励政策を唱導したのは、内務省御用掛、大蔵省御用掛を経て大蔵大書記官（後、農商務大書記官兼任）を歴任した前田正名であり、生糸直輸出の開始直後から、斯業と密接な関係を保っていた。前田正名の直輸出論の特徴は、近世以来の地方産業の自生的発展を評価し、その発展を前提として発動をみた産業振興政策であって、地方製造者（生産者）の団結・組織化、流通機構の改革→品質・規格性の向上、大量集荷→直輸出、という一貫した展望を当初から有していた。そして前田正名の直輸出奨励政策に込めていったのは、豪農、豪商、士族等を中心とする地方製造者自身であり、その主軸を占めたのは、星野長太郎以下、地方製糸業者に他ならなかった。

直輸出奨励政策は、地方からの近代化、「下から」の資本主義化を目指した最初の経済政策モデルであり、明治11年（1878）5月、内務卿大久保利通の逝去、明治14年（1881）10月、所謂明治14年政変の後まで継続をみている。

この間、明治政府は内務省（明治14年4月、農商務省が所轄継承）、大蔵省の両省を通じて、直輸出を奨励、勸業資金の貸与や明治13年（1880）10月開設、横浜正金銀行の御用外国荷為替の供与を通じて製糸業者に対して直輸出参入を勧奨、地方直輸出商社、海外直輸出商社の設立を促している。その結果、明治13年（1880）、12月、上毛繭糸改良会社、横浜同伸会社両社が創業に至っている。大蔵大書記官前田正名の指導下、星野長太郎を中心に組織された両社は、1県レベルで中小製糸家を団結させ、共同出荷を行わせ、居留地外商を介さず、直接海外需要地に売却する、という理論の最初の実践例に他ならなかった。

しかしながら、明治14年（1881）10月、政変の結果、松方正義が大蔵卿に就任すると、不換紙幣の整理、財政再建の政策が最優先課題として急浮上、同年末から翌年にかけて激しい通貨収縮が本格化、明治17年（1884）下半期を極点として、空前の不況が日本列島全域を覆っている。

しかもこの間、政府の経済政策も変換、財政支出の抑制と勸業資金の厳しい選別的交付、貸与資金の早期回収とが同時進行している。その結果、地方から簇出していた製糸業者、直輸出荷主、直輸出商社から、末端の改良座繰製糸結社の農民に至るまで、その活動を停止、中小資本から成る蚕糸業者の多くが没落を遂げている。その結果、事実上において地方からの近代化、「下から」の資本

主義という可能性は、消滅に帰している。

かかる現実を前にして、明治政府の直輸出奨励政策は、中心的政策課題から後退、明治16年（1883）10月、横浜正金銀行による外国人為替取組の創設、明治18年（1885）12月、農商務大書記官前田正名の非職、そして明治22年（1889）3月、横浜正金銀行による御用外国荷為替の廃止は、その象徴的出来事であった。

そして所謂松方デフレが終息をみる明治19年（1886）以降、大都市の産業資本、金融資本、あるいは軍需産業の担い手である財閥、紳商本位の中央からの近代化、「上から」の資本主義化が経済政策上、最重要課題となっている。そして同年以降の起業ブームの中、やがては産業革命前夜の域にまで到達するところの商工業発展が本格化を呈している。さらに横浜では、「売込商体制」の下、大手三大売込問屋（原、茂木、澁澤各商店）が生糸市場の5割以上を独占する状況が固定化をみており、生糸直輸出の孤塁を守る横浜同仲会社の市場占有率は、1割未満の水準に低下していく。そして生糸直輸出運動は、順次保護を喪失、やがて純然たる民間の「有志」的運動へと変化していく。

ただし生糸直輸出業自体は、横浜同仲会社が政府・大蔵省の政策的配慮の下、営業を継続し得たことから、明治20年代以降も、命脈を保つことが可能となっている。

同社は明治20年代初頭、政府・横浜正金銀行の圧力の下、経営再建に着手、増資と経営効率化によって、わが国唯一の生糸直輸出商社としての地位を守っている。

さらに海外機業家の特注糸製造に特化することにより、高級糸市場での独自の地位を確保、星野長太郎（群馬県）、徳江八郎（群馬県）、丸山孝一郎（宮城県）、佐野理八（福島県）、大里忠一郎（長野県）、長谷川範七（長野県）、伊藤小左衛門（三重県）、田淵澄（兵庫県）等、最有力荷主の結束も、明治26年（1893）以前はゆらぐことがなかった。その結果、彼らを中軸として、生糸直輸出運動も存続することになっている。

明治23年（1890）11月、帝国議会在が初めて開会をみると、彼ら生糸直輸出運動の指導者は、同業界に対する法的、制度的、金融的保護の復活を求めて請願・署名運動を展開、あわせて蚕糸業界の近代化に資するような立法的措置（蚕種検査法等）を行うように求めて、賛同する全国で万余の養蚕家、製糸業者を自陣に引き入れている。そして第1議会期のこの立法制定運動を起点に、以後、ほぼ同様の顔ぶれの下、蚕種の統制・改良→養蚕・製糸の改良→生糸直輸出、という構想を掲げた一連の立法制定運動が7年越しで受け継がれていく。

かかる立法制定運動は、明治27年（1894）以降、明治30年（1897）まで劇的高揚をみる全国実業団体運動の生成の前提ともなる先駆的運動であり、後年、日本蚕糸会の旗の下、会頭前田正名の活動を支える幹部級運動参加者の大部分を、概ね明治25年（1892）段階までには、組織済みであった。

しかもこの立法制定運動は、養蚕家、製糸業者等、地方生産者・製造者の利益を第一義的に優先し、その保護と団結とを強く求めている点で、後年の全国実業団体運動に極めて近似する内容を含んでいた。それ故、明治27年（1894）以降、両運動が合体・一体化を遂げていったことも、自然なことであった。

前田正名の全国実業団体運動は、全国規模で地方生産者・製造者を結集させた上で展開をみた

「有志」的運動であり、官製の運動とは異なっていた。前田正名自身、貴族院議員の肩書こそ有するものの、もはや現役の官僚ではなく、明治23年（1890）5月、更迭、元老院議員への転出の時点で、官吏として自身の経済政策を行う機会を永久に失っている。

その前田正名が全国実業団体運動の組織者・指導者という立場から、明治10年代以降の自らの経緯を実現させようと努めていった。事実、全運動期間を通じて、前田正名は地方からの近代化、「下から」の資本主義化という展望の下、全国生産者・製造者の団結・組織化→品質・規格性の向上、大量集荷→直輸出、という構想を力説している。そしてこの主張に応えるかたちで、日本茶業会、五二会、日本蚕糸会以下、各種団体が創出され、その業界の利害に基づいてさまざまな法案、建議案等が「下意上達」的に政府・議会に提出されていく。

以上のような歴史的文脈の下、明治30年（1897）に至る全国実業団体運動の高揚期、生糸直輸出運動、ならびに生糸直輸出奨励法制定運動は、完全に一体化を遂げており、強力な運動母体の存在の下、生糸検査所法（明治28年6月18日公布）、蚕種検査法（明治30年3月24日公布）、重要輸出品同業組合法（明治30年4月12日公布）、生糸直輸出奨励法（明治30年4月27日公布）等の法律、農商工高等会議規則（明治29年4月29日公布）、蚕業講習所官制（明治29年3月19日公布）等の制度が生み出されている。これら法律、制度の実現は、明治期蚕糸業・生糸貿易の発展に寄与するものであり（明治31年5月、廃止された生糸直輸出奨励法を除く）、大きな成果をもたらしている。地方生産者・製造者の要望を汲み上げ、「有志」的運動を通じて、日本蚕糸業の世界的発展を支えるような法律、制度を実現させたこと、これこそが生糸直輸出運動、ならびに生糸直輸出奨励法制定運動の最大の意義であると考えられる。

しかしながら、会頭前田正名を頂点に戴いたこれら運動により、明治政府が地方からの近代化、「下から」の資本主義化、という経済政策モデルを再度採用した訳でもなければ、直輸出奨励が貿易政策の中心に据え直された訳でもなかった。

それらはともに政策上、極めて副次的役割を与えられたに過ぎず、第2次松方内閣（明治29年9月－明治30年12月）の「戦後経営」上、適合可能な部分が個々に抜き出され、利用されていったという域に止まる。

蚕糸業界について言うならば、依然「売込商体制」擁護の政策に変化はなかったし、横浜同伸会社、横浜生糸合名会社、三井物産合名会社の三直輸出商社に対して、特別な保護が与えられた訳でもなかった。

しかも明治30年（1897）5月以降、生糸直輸出奨励法が国際問題化するに及んで、第2次松方内閣と全国実業団体運動との蜜月関係は解消、一転して距離を置くようになり、同内閣は10月までには生糸直輸出奨励法の廃止を決定、新条約締結という国益を前にして、生糸直輸出業者を切り捨てる判断を下している（同年12月、第11議会の冒頭の解散により、生糸直輸出奨励法の廃止は先送りとなっている）。

ついで明治31年（1898）1月、第3次伊藤内閣が成立すると、前内閣時代の宥和的姿勢は完全に消滅、全国実業団体運動に対しても、生糸直輸出運動に対しても、峻拒的対応に終始するようになり、同年5月、第12議会に於いて、生糸直輸出奨励法を最速の審議にて廃法化している。この時点で、全国実業団体運動のような「下意上達」の運動も、生糸直輸出業者による立法制定運動も、完

全に終焉を迎えることになっている。

そしてこの段階以降、純然たる地方の民間人が、産業振興上の提言を、かかる非公式団体、「有志」の組織を通じて中央政府に上申、以て実現化を図るという可能性は消滅に帰している。

産業革命達成前夜の明治31年（1898）、全国実業団体運動も、生糸直輸出運動も、生糸直輸出業者による立法制定運動も、いずれも終息を迎えているが、それは即ち、中央からの近代化、「上から」の資本主義化、という明治政府の経済政策モデルの最終的勝利を象徴するものであった。この後、明治末年を経て、第1次世界大戦期にかけて、わが国の蚕糸業、生糸貿易は、目ざましい発展を遂げていくものの、その担い手の中には、もはやかつての全国実業団体運動関係者、生糸直輸出運動関係者は、ほとんど跡を留めることなく、舞台から消え去っている。巨大売込問屋と巨大営業製糸、そして財閥系巨大商社の全盛期が、大正9年（1920）3月、戦後恐慌前夜まで続くのであった。

註

- (1) 海野福寿『明治の貿易』（塙書房、昭和42年4月）、石井寛治『日本蚕糸業史分析』（東京大学出版会、昭和47年9月）。
- (2) 富澤一弘『生糸直輸出奨励法の研究—星野長太郎と同法制定運動の展開—』（日本経済評論社、平成14年10月）48-50頁。
- (3) 註（2）と同。以下の記述は小著による。

（とみざわ かずひろ・本学経済学部教授）

【謝辞】

経済学部教授・小池重喜先生、岸田孝弥先生、小生着任以来、大層御世話を被りまして、実に有難く、尊く存じ上げております。御退職後も、何卒、御健康に御留意の下、一層の御活躍を御祈念申し上げます。